

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年11月30日)

# 陳情5年福祉保健第27号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

## 文 書 表

議 会 資 料

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年-27 ( R5.11.16 )	福 祉 保 健	<b>精神障がい者の障がい種別の違いによる差別の解消を求める陳情</b>	

▶陳情事項

現状の社会において精神障がい者に対して障がい種別の違いによる差別があることを認識し、速やかに差別状態を解消し、誰もが公平で安心して暮らせる社会の実現を図ること。

## ▶陳情理由

平成 30 年 9 月に鳥取県議会へ次の事項を陳情し、趣旨採択いただいた。

「精神障がい者の交通運賃割引制度について他の障がい者と同様な適用を求めることについて」

- ・鳥取県内において、身体及び知的障がい者にはハイヤータクシー運賃が 1 割引となっているが、精神障がい者に対しては適用になっていない。また、県内発着の高速路線バス及び定期観光バス運賃の半額割引についても、精神障がい者は一部の高速路線バス区間のみが割引適用で、その他は全て適用外となっている。他の障がいと同様な制度の適用をお願いする。

その後毎年、関連団体に同様に働きかけているが、令和 5 年になんでも状況は解消されていない。

精神障がい者には、運転免許証を持っていない人が多いため、自家用車で通院や外出ができる人は少なく、交通網の発達していない鳥取県では、移動には日常的にタクシー利用を希望している人が多くいる。県内では、一部の町で公共交通の補完もあって高齢者と障がい者へタクシーチケットが支給されているが、使用範囲はその町内に限られている。さらに、県外へ行くにも高速路線バスや JR など公共交通運賃の割引適用がないために遠出する機会も奪われている。

また、精神障がい者は他の障がい者に比べて収入が少ないのが現状である。就労していてもその障がい特性のためフルタイムで働くことが困難な人、働きず障害年金を主な収入として地域で暮らしている人等、経済的なゆとりがない人が多くいる。

以前は、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が添付されていないため本人確認ができないとの理由で、割引の適用外になっていたが、現在は、原則として顔写真を貼付することとなっており本人確認も可能で、精神障がい者を割引適用から除外する根拠はもう無くなっている。

昨年、国連障害者権利条約に関する総括所見が発表されたが、先進国の中では日本の人権問題の遅れが指摘され、改善が求められている。私たちは、さらにその中でも精神障がい者に対しては、他の障がいに比べて不条理・不公平が多くみられると感じている。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 3 条では、「国及び地方公共団体の責務」として、「この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」と規定されている。このことからも、精神障がい者を障がい者福祉制度から除外することは法の理念・条文に照らして許されない。

以上の理由により、鳥取県では、障がい種別での差別がない県を目指し、そして、精神障がい者に対する差別を是正するよう求める。

▶提出者

鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 田渕 真司

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

福祉保健部（ささえあい福祉局障がい福祉課）

## 【現 状】

- 1 精神障害者保健福祉手帳所持者に係る公共交通機関運賃割引の県内実施状況については、次のとおりとなっている。
- ・県内の鉄道について、JRでは割引は実施されていない。智頭急行と若桜鉄道はJRの運行路線と重ならない自社運行路線で割引が実施されている。
  - ・バス（日本交通、日の丸自動車）については、生活の足となる県内路面バスは全て割引が実施されている。（長距離バスについては、他社との共同運行区間や、鳥取方面以外の乗り入れがある関西方面を除いて割引が実施されている。）
  - ・タクシー（鳥取県ハイヤータクシー協会傘下）については各社、割引は実施されていない。

※県内公共交通機関における障がい者の運賃割引状況（R 5現在）

県内公共交通機関						
手帳種別	J R	タクシー	智頭急行	若桜鉄道	日本交通バス	日ノ丸バス
身体障害者手帳	5割	1割	5割	5割	5割	5割
療育手帳	5割	1割	5割	5割	5割	5割
精神障害者保健福祉手帳	割引なし	割引なし	5割 ※智頭駅～上郡駅間の回数券のみ実施	5割 ※R 3. 5から実施	5割 ※高速バスを除く	5割 ※一部高速バスを除く

※ 近隣府県（中国地区4県＋兵庫県、大阪府）の運賃割引の実施状況

- ・鉄道についてJRは実施なし。私鉄は島根県、広島県、岡山県、山口県の各社と兵庫県の1社、大阪府の1社が実施。
- ・バスについては中国地区各県の路線バス全て、兵庫県1社、大阪府1社が実施。（長距離バスについては鳥取県と同様、一部区間に限って実施。）
- ・タクシーについては、島根県1社、広島県1社のみが実施。

※ 障がい者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力については、国交省より協力依頼通知が令和元年に出され、関連団体に周知されている。

- 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第8条において、民間事業者にあっては、障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止されている。これは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しているものである。

※ 障害差別解消法（抄）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

### 【県の取組状況】

#### 1 公共交通機関への働きかけについて

- ・令和元年に、精神障害者保健福祉手帳所持者への割引の実施及び拡大について、各社に対して要請を実施。
- ・これを受け、若桜鉄道が令和3年5月から割引を開始。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響等により中断していたが、令和4年度中に改めて、鉄道3社、バス会社2社、タクシー協会を訪問し、要望書を手交し、検討要請を行っている。今後も継続的に要請を行うこととしている。

#### 2 障害者差別解消法の周知啓発について

- ・障害者差別解消法で定める「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」等の内容について、県内での理解や実践が浸透していくよう、事業所向けのシンポジウム（具体的な実践の紹介等）の開催や、SNS等での情報発信を継続的に実施している。また、「障がい者差別解消支援地域協議会」を毎年開催し、関係団体等との事例共有及び取組の横展開を図っている。
- ・障がいのある方にちょっとした手助けを実践する「あいサポート運動」の中でも、あいサポート研修等を通じて広く県民に対し、同法の内容の周知を図っている。